

様式第8号(刑訴第198条)

(甲)

供 述 調 書

本 籍 神奈川県

住 居 神奈川県

(電話)

職 業 会社役員(大川原化工機株式会社)

氏 名 島田 順司 (しまだ じゅんじ)

昭和28年5月10日生(65歳)

上記の者に対する外国為替及び外国貿易法違反被疑事件につき、平成31年4月19日、警視庁総務部留置管理第一課原宿分室において、本職は、あらかじめ被疑者に対し、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げて取り調べたところ、任意次のとおり供述した。

1 本日は、噴霧乾燥器が輸出規制対象貨物に追加される直前に、弊社が経済産業省に対し、輸出貿易管理令の政省令案に対する要望・意見を行ったことについて話します。

先に結論を言いますと、弊社製の噴霧乾燥器が輸出規制対象貨物から免れるため、社長である大川原正明が、規制条件に

毒素や病原性を持つ微生物を乾燥するために専用設計された装置に限定する

という内容を盛り込むよう経済産業省に要望したのですが、結局その案は認められず、結果、

汎用品つまり弊社が標準器として製造している定型器の噴霧乾燥器も該当となる

広範囲な規制となりました。

警 視 庁

2 それでは、当時の状況を順追って説明します。

平成25年8月に入ると、経済産業省による噴霧乾燥器の輸出規制制定に向けた、各製造メーカーに対する「ヒアリング」や、業界からの意見や要望を募集する「パブリックコメント」が実施されました。

当時のメール等を見せていただければ、経済産業省や業界関係者等とやり取りした内容等について、詳しく説明することができます。

このとき本職は、平成30年12月13日付け当課司法警察員巡査部長 [REDACTED] 作成の「証拠品複写報告書（本社第640号メール）」に添付された資料の必要部分を被疑者に示し、説明を受けた後、資料1として本調書末尾に添付することとした。

資料1の1ページの下段から2ページにかけて

Sent: Friday, August 09, 2013 11:09 AM

Subject: Fwd: 【紹介依頼】【情報提供、御意見聴取】外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案（噴霧乾燥機の新規追加）

大川原化工機株式会社

代表取締役社長 大川原 正明 様

管理部 [REDACTED] 様

下記にて経産省からのヒアリング要請が参っております。

8月19日（月）16時～17時@経済産業省産業機械課（本館5

F）対応の程ご検討ご回答下さい。

一般社団法人 [REDACTED] 協会

[REDACTED]

警 視 庁

等と、またこのメールに対する返信として1ページの上段に、
From: TOP [REDACTED]
Sent: Monday, August 12, 2013 11:00 AM
To: [REDACTED]
Cc: シマタ 島田順司
Subject: Re: 【紹介依頼】【情報提供、御意見聴取】外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案（噴霧乾燥機の新規追加）
了解いたしました。私と島田（現在夏期休暇中で確認は取れていませんが）で、お伺いする予定ですので、よろしく願いいたします。
等と書かれています。
送受信先として記載ある
[REDACTED]
は、弊社社長室のパソコンに付与されたもの、つまり大川原正明社長個人のメールアドレスです。
これは、平成25年8月9日、一般社団法人 [REDACTED] 協会の [REDACTED]
[REDACTED] さんから弊社の社長に
噴霧乾燥器の輸出規制追加に伴い、平成25年8月19日（月）に
経済産業省で実施された、政令案のパブリックコメントに向けたヒアリング要請
があり、これに対して社長が、同年8月12日付けで
社長と私が行く
旨を返信したものです。

警 視 庁

このメールを発したとき、ちょうど私は夏休み中でしたが、休み明けに出
社したところ、社長から直接、
島田くん、8月19日の経産省からのヒアリングには、一緒に行っ
てもらってから
と言われました。
この当時、私は、
営業利益を上げるうえで、海外取引は弊社の生命線であるが、この
ままの規制内容で追加されれば、弊社の噴霧乾燥器は該当になってし
まう
規制間近のこの段階では、私としては、もうどうすることもできな
い
以後の経済産業省との交渉については、社長に委ねるしかない
と思っていました。
経済産業省のヒアリングには、私と社長のほか、株式会社[]の
[]常務取締役と、[]の[]専務理事の4名で対
応しましたが、これは社長に
弊社製噴霧乾燥器を規制から免れさせるためには、弊社だけではな
く、他社の意見も入れることで、より経済産業省にアピールできる
という考えがあったからです。
このとき本職は、平成30年12月17日付け当課司法警察員巡査部長[]
[]作成の「出力印字結果報告書（本社第424号メール）」に添付された資料
の必要部分を被疑者に示し、説明を受けた後、資料2として本調書末尾に添付
することとした。

警 視 庁



資料2のメールに
Subject: 噴霧乾燥器の輸出規制について
From: <[REDACTED]>
Date: 2013/08/19 20:49
To: <[REDACTED]>
<[REDACTED]>, <[REDACTED]>
大川原化工機株式会社 大川原取締役社長、島田取締役
[REDACTED] 常務取締役
[REDACTED] 専務理事
本日（19日）は、お忙しい中、貴重なお時間をいただき、色々と御説明、ご意見等いただき、ありがとうございました。
本日のお話の中で出ました現在実施中のパブリックコメントは、下記のURLにて実施中でございます。
8月30日まで実施中でございますので、貴重なご意見等をお待ちしております。
経済産業省
貿易経済協力局貿易管理部 安全保障貿易管理課
[REDACTED]
等と書かれているとおり、この8月19日の経済産業省におけるヒアリングは、主にパブリックコメントを募集する旨の打ち合わせでしたが、担当者であった[REDACTED]さんからは、噴霧乾燥器に対する輸出規制の概要や、輸出許可申請を行う際に必要な書類等の説明を受けたほか、我々の意見や要望についても意見交換が行われました。

警 視 庁

また、資料 2 に書かれているように、
噴霧乾燥器の輸出規制に係る政省令に関する意見や要望を「パブリックコメント」として 8 月 30 日まで募り、その後、政省令の条文が
固まる
旨の説明もありました。
この打ち合わせで、弊社側は主に社長が対応しましたが、社長は多くを語らず、
規制条件に関する具体的な要望
も出しませんでした。
その理由は、弊社単独で何度も、経済産業省に対して規制条件を広範囲に
させないために
1 装置内部を蒸気滅菌することができる専用の装置
2 毒素や病原性微生物を乾燥させるための専用の装置
という専用設計した噴霧乾燥器を規制すべきという案を要望したものの、こ
とごとく蹴られたため、社長としても、弊社だけではなく業界団体を巻き込
んで要望すれば何とかなるのではとの目論見もあり、あえて自らの発言を自
重し、 さんや さんに意見させたのだと思いました。
このことは、日頃から社長が
いざというときに力になるのは、一企業ではなく、業界だったり大
学の先生だからね
だから僕は、人脈を大切にしているんだよ
とよく言っていたからです。
このときの私の心境は、社長の気持ちも分かりますが、

いくら業界を使って悪あがきをしても、役所が一度決めたことを簡
単に覆すようなことはしないだろう
と諦めに近い気持ちでした。
3 また、このヒアリングの席では、[]さんから、
今後、規制が始まれば、輸出管理や輸出許可申請をしっかりとって
いく必要があります
との説明があり、同省作成の輸出管理に関する資料も手渡されました。
このとき本職は、平成30年12月17日付け当課司法警察員警部補 []
作成の「出力印字結果報告書（本社第1213号メール）」に添付された資料
の必要部分を被疑者に示し、説明を受けた後、資料3として本調書末尾に添付
することとした。
資料3の1枚目に
Subject: Attached Image
From: 大川原化工機(株) <root@oc-sd.co.jp>
Date: 2013/08/22 13:04
To: 島田順司 <j_shimada055@oc-sd.co.jp>
とありますが、これは、私が弊社のコピー機でスキャンしてPDF化したも
のを自分のメールアドレスに送信したものです。
私は、この資料を最後まで読み込んだ後、社内で情報共有を図るため、
[]に整理・管理をさせていた
海外営業部の共有フォルダにも保存したため、[]は当然のこと、他の海外
営業部員も目を通していているはずです。
この資料の冒頭に

安全保障貿易管理について
平成25年9月
経済産業省
貿易管理部
と記載あるこの資料は、13ページに
■
■
■
■
■
・85年発足
・40カ国参加
と書かれていますが、ここに手書きされている
※■
と
生物化学兵器関連規制
のメモは、私が記入したものです。
これは、噴霧乾燥器が、
大量破壊兵器のうち、生物・化学兵器関連の汎用機器等を規制する
輸出管理の枠組み、つまりレジームが「■」、
通称「■」
であり、今後は、この■を基に制定されるということで、手書きしたもので
です。

19 ページには
リスト規制とは
輸出しようとする物が輸出令・別表第1の1～15項に該当する 場合又は提供しようとする技術が外為令・別表の1～15項に該当 する場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度。
・ 国際的な合意を踏まえ、武器及び大量破壊兵器の開発等に用い られるおそれの高いものを規制
・ 品名・仕様をリスト化しており、その仕様（スペック）（※） に該当するものは、必ず輸出等の許可が必要
（※）仕様（スペック）は“貨物等省令”に規定
注）用途、需要者にかかわらず、たとえ海外の自社工場や日系企 業への輸出でも許可が必要です。
・ 全地域向けが対象
等と、37 ページの上段には
違反防止のポイント
●民生品であっても、輸出許可 が必要か否かを確認してくだ さい。（該非確認）
●該当品の場合は、経済産業 大臣の輸出許可が必要です。
●該非判定（該非確認）のためには… 自社で貨物等の性能 を確認

等と不正輸出防止のポイントが記載されていますが、私はこの場で、

噴霧乾燥器を輸出するにあたり、使用目的が生物兵器製造以外、つまり民生用途の場合であっても、経済産業省に輸出許可申請を行う場合がある

輸出する貨物の該非を判定する際は、その性能を自社で確認しなければならない

ということを改めて確認し、また、輸出管理の必要性や重要性についても再認識しました。

4. 経済産業省によるヒアリングの直後、社長が自ら、ヒアリングに同席した
[redacted]の[redacted]さんと株式会社[redacted]の[redacted]さんに対し、
噴霧乾燥器の規制範囲を狭める内容のパブリックコメントを依頼しておりますので、そのときの資料を見せてください。

このとき本職は、平成30年12月13日付け当課司法警察員巡査部長[redacted]
作成の「証拠品複写報告書（本社第640号メール）」に添付された資料の必要部分を資料4、同年12月17日付け当課司法警察員巡査部長[redacted]作成の「出力印字結果報告書（本社第424号メール）」に添付された資料の必要部分を資料5として被疑者に示し、説明を受けた後、資料番号を付して本調書末尾に添付することとした。

資料4の1ページ下部と2ページに

From: TOP [redacted]

Sent: Thursday, August 22, 2013 12:13 PM

To: [redacted]

Cc: [redacted]

警 視 庁

■■■■■■■■■■.jp; ■■■■■■■■■■
とあるように、このメールは
平成25(2013)年8月22日
に社長が、経済産業省産業機械課の■■■■■■■■■■さんをはじめ、弊社海外営業部、 ■■■■■■■■■■さん、■■■■■■■■■■さんらに送信したものです。
内容を確認しますと
大川原化工機：大川原です
加えて、■■■■■■■■■■様、■■■■■■■■■■様をお願いをしてよろしいでしょうか？
鈴木様；省令案の第五号の二、ロの文章ですが、”英文(■■■■■■■■■■テキ スト)を忠実に”だけで理解して頂けるか心配ですので、例示し ていただけないでしょうか。
■■■■■■■■■■様：解釈案でのお願いです。噴霧乾燥器について、■■■■■■■■■■テキス トでは、”Spray-drying Equipment capable of drying toxins or pathogenic microorganisms having all of the following characteristics:”となっており、 解釈案の(新)に、”噴霧乾燥器：毒素や病原性を持つ微生物を 乾燥できるという特徴を持つ噴霧乾燥装置”を加えて頂けるとよ りハッキリしてきますので、パブリックコメントとして出して頂 けないでしょうか？
等と書かれています。
これは、社長が■■■■■■■■■■さんと■■■■■■■■■■さんにパブリックコメントの具体的な内容 を依頼したのですが、特に■■■■■■■■■■さんに依頼した内容については、冒頭にも 話しましたが、以前弊社が経済産業省に要望したものの聞き入れてもらえな

警 視 庁

かった、規制条件を
毒素や病原性を持つ微生物を乾燥するために専用設計された装置に
限定すること
をパブリックコメントとして提出していただくよう要請したものです。
社長が ■■■ さんをお願いした内容は、私が考えても
かなり無理があるな
と感じました。
その理由は、
そもそも、毒素や病原性微生物のみを目的とした専用の噴霧乾燥器
を製造するメーカーなどあるはずがないため、これは単に、規制逃れ
のための要望に過ぎない
と思ったからです。
また、■■■ さんは乾燥機、造粒機等の製造・販売を主な業務内容とする株
式会社■■■■■ の取締役でしたので、噴霧乾燥器に関する知見が乏しい
上、直接、今回の規制が降り掛かる訳でもなかったことから、■■■ さんに噴
霧乾燥器に係るパブリックコメントの提出を依頼すること自体、無理があり
ました。
社長も、弊社の責任者という立場上、やはり
規制条件を何とかして、一般貿易に影響しないよう非該当としたい
そのためには、専用設計のものに限定させたい
という考えがあって、規制範囲を制限する旨の意見出しを業界を巻き込む形
でお願いせざるを得なかったのだと思います。
5. これを受けて■■■ さんは、社長が要求したとおりの内容でパブリックコメ

ントを提出しました。	
資料 5 の 1 枚目に	
Subject: RE: 噴霧乾燥器の輸出規制の件 パブリックコメントをお	
寄せください。	
From: [REDACTED] <[REDACTED]>	
Date: 2013/08/22 17:43	
To: <[REDACTED]>	
Cc: <[REDACTED]>, <[REDACTED]>, [REDACTED]	
<[REDACTED]>, <[REDACTED]>	
経済産業省	
[REDACTED]	
大川原化工機の大川原社長様の意見も踏まえて添付提出いたしました。	
(株) [REDACTED]	
[REDACTED]	
等、2 枚目に	
提出内容	
提出日時	2013年08月22日17時37分
案件名	外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案 等に対する意見募集について
氏名	株式会社 [REDACTED] [REDACTED]
提出意見	1. 解釈案に「毒素や病原性を持つ微生物を乾燥できる という特徴を持つ噴霧乾燥器」と記載して頂いた方が

警 視 庁

明確になると思われます。

等とあるように、社長の依頼日と同じ平成25年8月22日に、[REDACTED]さんはパブリックコメントを提出して、その旨を社長や海外営業部宛に知らせてくれています。

6 この社長が行った最後の要望も、結局は採用されず、経済産業省から、噴霧乾燥器の輸出規制に係る修正案は、パブリックコメントで募集した意見が殆ど採用されることなく、最終調整に入った旨を通告されました。

このとき本職は、平成30年12月17日付け当課司法警察員警部補[REDACTED]作成の「出力印字結果報告書（本社第1213号メール）」に添付された資料の必要部分を被疑者に示し、説明を受けた後、資料6として本調書末尾に添付することとした。

資料6の1枚目に

Subject: 【ご連絡】噴霧乾燥器の輸出規制の件（パブコメ結果後の最終修正案）

From: [REDACTED]

Date: 2013/09/09 20:23

To: [REDACTED]

Cc: [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] >
等とあるとおり、このメールは、

平成25（2013）年9月9日

に経済産業省の[REDACTED]さんから私や社長宛に

パブリックコメント後の噴霧乾燥器の輸出規制に係る最終修正案

警 視 庁

が送られてきたものです。

内容を確認しますと

大川原化工機株式会社 大川原社長様、島田取締役様

先般は、噴霧乾燥機の輸出規制の件につき

パブリックコメントをご提出いただき、有り難うございました。

先日、安保課より、修正案に微修正が入ったとのことで、

パブコメ結果を受け、添付の修正案を最終案として進めるとの連絡

がありました。

細部にわたってのご意見をいただいたものの、

最小限の採用というところのようです。

と書かれています。

以前から私が危惧していたとおり、

一度役所が決めたことを、そうたやすく変更できるものではなく

改正案は、そのままの条文となることが決定的となりました。

このメールの添付ファイルに

貨物等省令第二条の二第二項

【修正案】

第五号の二

噴霧乾燥器であって、次のイからハまでの全てに該当するもの

イ 水分蒸発量が1時間あたり0.4キログラム以上400キログラム以

下のもの

ロ 平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可

能なもの又は噴霧ノズルを伴う噴霧乾燥器の最小の部分品の変更

警 視 庁

で平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが

可能なもの

ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの

と書かれていますが、この修正案は、斜線で削られた「噴霧ノズルを伴う」

という箇所以外、運用通達も含めて現行の条文と同じ内容となりました。

これで、社長も完全に観念しましたが、弊社上層部は、こうした規制条件
を突き付けられたことを百も承知の上、全器を非該当と判定して経済産業省
の許可を取らず、不正に弊社製噴霧乾燥器の輸出を繰り返してきたのです。

島田 順司

以上のとおり録取して読み聞かせた上

閲覧させたところ、誤りのないことを申し立て

各葉の欄外に指印した上、末尾に署名指印した。
前 同 日

警視庁公安部外事第一課

司法警察員警部補

立会補助者

警視庁公安部外事第一課派遣

警視庁小金中警察署

司法警察員巡査部長

資料 1

Subject: RE:【紹介依頼】【情報提供、御意見聴取】外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案（噴霧乾燥機の新規追加）

From: [REDACTED]

Date: 2013/08/14 7:27

To: [REDACTED]

おはよう御座います。

株式会社 [REDACTED] の [REDACTED] です。
弊社からは、常務取締役の [REDACTED] が出席させていただきます。

-----Original Message-----

From: [REDACTED]

Sent: Monday, August 12, 2013 11:00 AM

To: [REDACTED]

Cc: シマタ 島田順司; [REDACTED]; [REDACTED]; [REDACTED]; [REDACTED]; [REDACTED]

明

文;

Subject: Re: 【紹介依頼】 【情報提供、御意見聴取】外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案（噴霧乾燥機の新規追加）

[REDACTED] 様／皆様

了解いたしました。私と島田（現在夏期休暇中で確認は取れていませんが）で、お伺い
する予定ですので、よろしくお願いいたします。
詳細の時間、待ち合わせの場所など、連絡願います。

////////////////////////////////////
大川原化工機(株)

大川原 正明

////////////////////////////////////
-----Original Message-----

From: [REDACTED]

To: "大川原 正明" <[REDACTED]>; [REDACTED]

Cc: [REDACTED]; [REDACTED]; [REDACTED]

<[REDACTED]>; [REDACTED]

[REDACTED]; [REDACTED]; [REDACTED]

[REDACTED]

<[REDACTED]>

Sent: Friday, August 09, 2013 11:09 AM

Subject: Fwd: 【紹介依頼】 【情報提供、御意見聴取】外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案（噴霧乾燥機の新規追加）

大川原化工機株式会社
代表取締役社長 大川原 正明 様
管理部 [REDACTED] 様

大変お世話になっております。

下記にて 経産省からの ヒアリング要請が参っております。

8月19日(月) 16時~17時@経済産業省産業機械課(本館5F)

対応の程 ご検討 ご回答下さい。

よろしくお願い申し上げます。

恐れ入りますが 来週は協会の夏休みが入り 14日~18日は 協会休日 となります。

東京事務所 [REDACTED] へも 連絡等をCCIにて お願い申し上げます。

一般社団法人 [REDACTED] 協会

〒 [REDACTED]
[REDACTED]

-----ここから原文-----

[REDACTED] 協会
東京事務所長 [REDACTED] 様

経済産業省産業機械課の [REDACTED] です。
輸出規制改正の周知と意見のとりまとめ、たいへんお世話になりました。
これに関連し、また、お願いがありメールさせていただきます。

輸出貿易管理令の改正案について、担当者レベルではありますが、意見を伺える企業を探していたところ、[REDACTED] の [REDACTED] 常務から、[REDACTED] 様がふさわしいとのアドバイスがありました。

そこで、[REDACTED] (株) 様に意見を伺いたく、どなたか紹介していただきたくお願いいたします。

意見を伺いたい日時と場所は、
8月19日(月) 16時~17時@経済産業省産業機械課(本館5F)
と考えています。※この時間帯ですと、[REDACTED] の [REDACTED] 常務も出席できるため、御一緒に意見を伺うことができれば幸いです。

資料 2

Subject: 噴霧乾燥器の輸出規制について

From: <[REDACTED]>

Date: 2013/08/19 20:49

To: [REDACTED]

CC: [REDACTED]

大川原化工機株式会社 大川原取締役社長、島田取締役

常務取締役

専務理事

各位

いつも大変お世話になっております。

本日（19日）は、お忙しい中、貴重なお時間をいただき、色々と御説明、ご意見等いただき、ありがとうございました。

日頃から安全保障貿易管理、輸出管理に関しましては、ご苦勞等をおかけしているところ、色々とご協力もいただき、感謝申し上げます。

噴霧乾燥器の輸出規制への追加につきまして、色々とご心配等をおかけして申し訳ありません。

本日のお話の中で出ました現在実施中のパブリックコメントは、下記のURLにて実施中でございます。

8月30日まで実施中でございますので、貴重なご意見等をお待ちしております。今回の改正内容につきましても下記URLに掲載させていただいております。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595113039&Mode=0>

また、安全保障貿易管理のホームページは、下記のURLでございます。

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

なお、輸出許可申請を行う際の関係書類は、下記URLの「3の2項」の部分になりますが、仕向地によって異なります。

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/apply09.html>

仕向地が「に地域①」向けの輸出申請の場合が一番提出いただく書類が多いものとなります。（下記URL参照）

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/sinsa-unvo/sinnseisvo-tenpsvorui-itiran/tenp24fy/tenp05.html>

詳細の書類の内容（誓約書等を含む）等については、上記のURL中のリンクからご確認いただければと思います。

何かご不明な点等がございましたら、適宜、ご連絡いただければと思います。

色々とお手数おかけして申し訳ありませんが、引き続き、よろしくお願いいたします。

経済産業省

貿易経済協力局貿易管理部 安全保障貿易管理課

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

資料 3

Subject: Attached Image

From: 大川原化工機(株)

Date: 2013/08/22 13:04

To: 島田順司

添付ファイル:

2867_001.pdf

3.4 MB

安全保障貿易管理について



平成 25 年 9 月
経 済 産 業 省
貿 易 管 理 部

1

目次

1. 安全保障貿易管理の必要性
2. 国際的な脅威の高まり
3. 脅威に対応した国際貿易管理体制
4. 我が国の安全保障貿易管理制度
 - (1) 制度の概要
 - (2) リスト規制
 - (3) キャッチオール規制等
 - (4) 外為法に基づく輸出等の許可
5. 違反に対する罰則と違反原因
6. 自主管理体制の整備

参:P ... 参考資料関連ページ番号

2

1. 安全保障貿易管理の必要性

3

安全保障貿易管理の目的と手段①

<目的>

我が国を含む国際的な平和及び安全の維持

<手段>

武器や軍事転用可能な物・技術が、我が国の安全等を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐための輸出等の管理

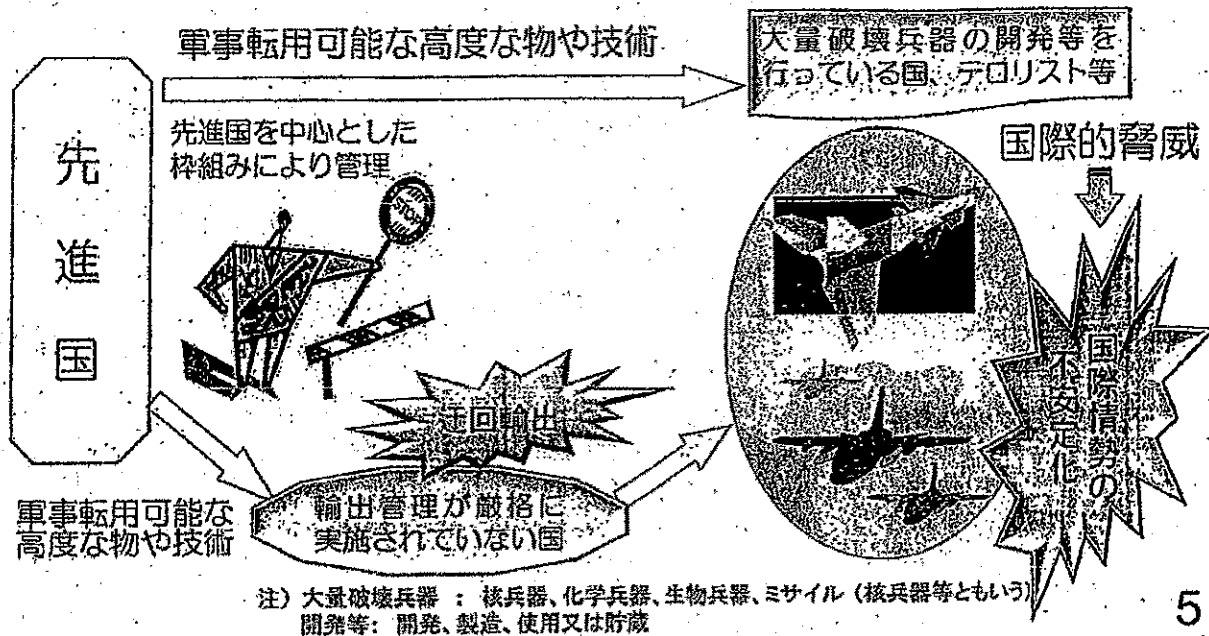


注) 輸出等 : 物の輸出及び技術の提供

4

安全保障貿易管理の目的と手段②

先進国がもっている高度な機械や技術が、大量破壊兵器を開発等している国などに渡った場合、国際的な脅威となり、情勢の不安定化を招きます。その脅威を未然に防止するために、先進国を中心とした枠組みを作って貿易管理に取り組んでいます。



5

2. 国際的な脅威の高まり

6

身近に迫る国際的脅威の高まり①

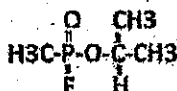
1. 地下鉄サリン事件(1995/3/20)
2. 米国同時多発テロ事件(2001/9/11)
3. 米国の炭疽菌事件(2001/9/27)
4. スペイン列車爆破事件(2004/3/11)
5. ロンドン地下鉄・バス爆破事件
(2005/7/7)
6. ムンバイ同時テロ(2008/11/26)
7. モスクワ地下鉄連続テロ(2010/3/29)
8. 韓国・延坪島(延坪島)北朝鮮砲撃事件
(2010/11/23)
9. 北朝鮮ミサイル発射
(2006/7/5、2009/4~10月、
2012/4/13、2012/12/12)



北朝鮮によるミサイル発射



地下鉄サリン事件



○大量破壊兵器などの使用が現実。

○とりわけ、生物・化学兵器は、
比較的安価で製造が容易。

7

身近に迫る国際的脅威の高まり②

- 長期安定政権の崩壊など、世界各国において、
国際情勢の不安定化がもたらされています。
- 世界各国において、「テロ」に対する脅威が
高まっています。



➤大量破壊兵器の開発国やテロリストは、輸出管理が不十分な組織を
狙うかもしれません。

(中小企業や大学・研究機関であっても例外ではありません。)



大量破壊兵器の製造に必要な物資・機材・技術の多くが
軍民両用(デュアル・ユース)であるため、偽装も容易。

8

参考1

民生汎用品の懸念用途への転用例

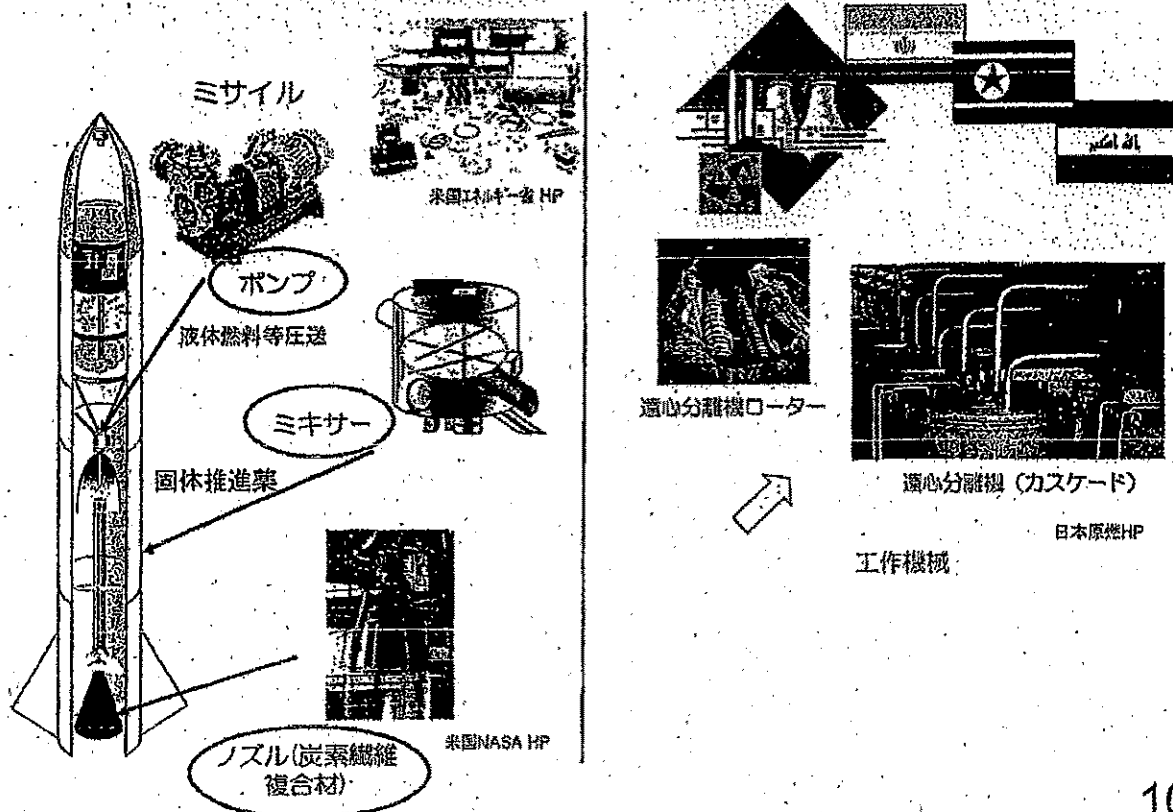
・民生用途として輸出した物が輸出先で懸念用途に転用されるおそれあり。

	懸念用途	民生用途
工作機械	ウラン濃縮用 遠心分離機の 製造 	自動車の製造や切削 
シアン化 ナトリウム	化学兵器の 原材料 	金属メッキ工程 
ろ過器	細菌兵器の製造 のための細菌の 抽出 	海水の淡水化 
炭素繊維	ミサイルの構造 材料 	航空機の部品 

9

参考2

民生汎用品の懸念用途への転用例



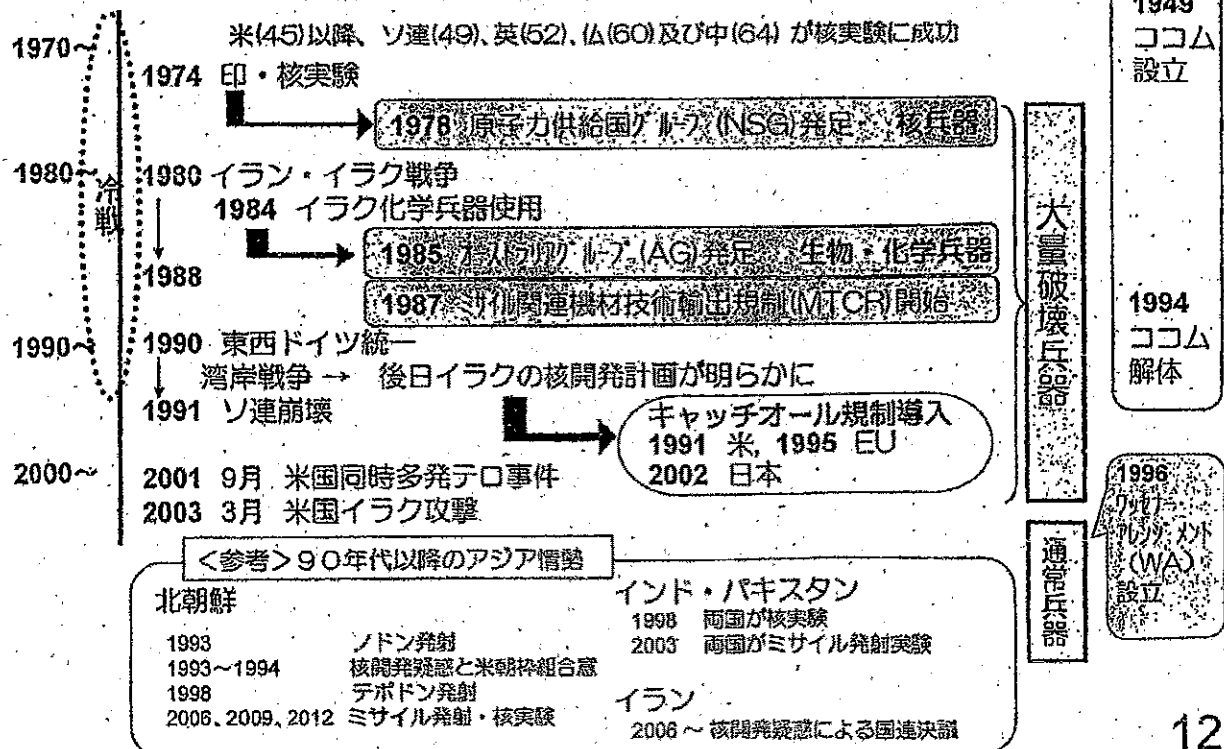
10

3. 脅威に対応した国際貿易管理体制

11

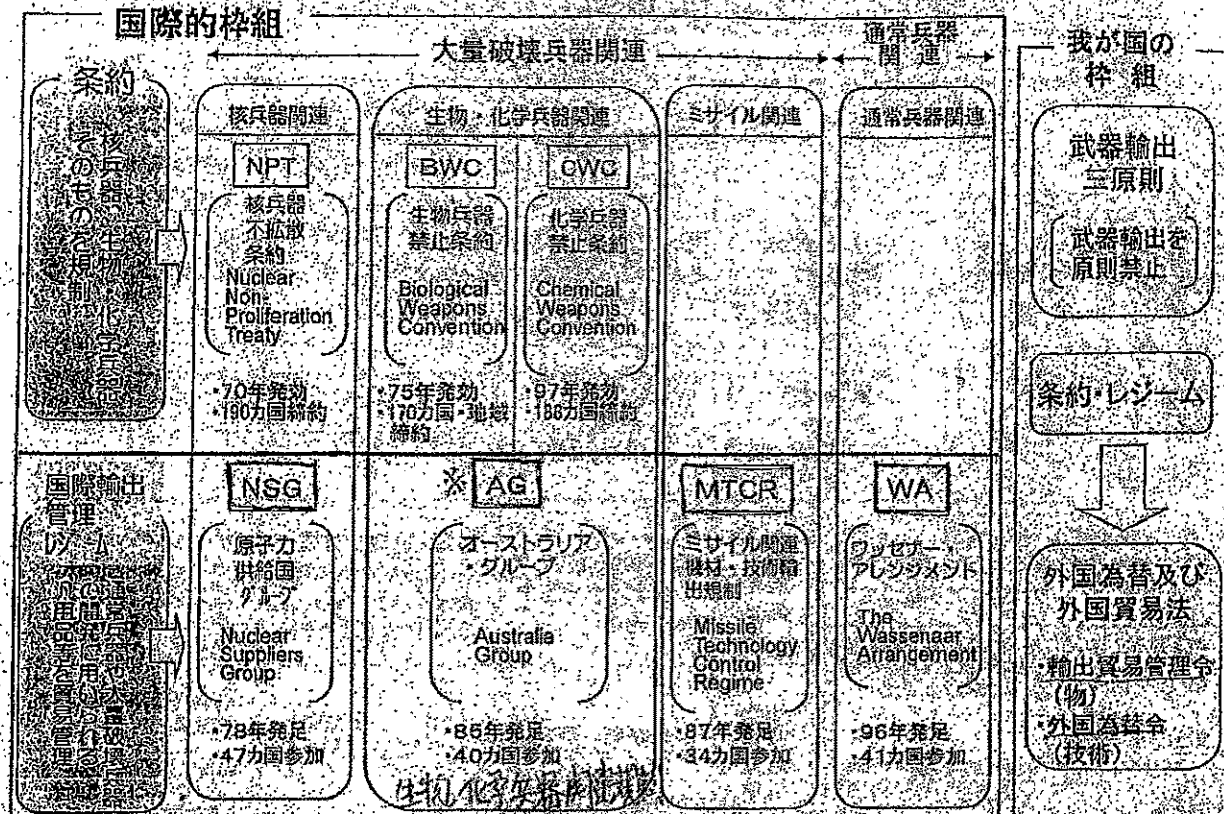
国際輸出管理レジームの経緯

世界情勢



12

国際輸出管理レジームの概要



(13年4月現在)

13

4. 我が国の安全保障貿易管理制度

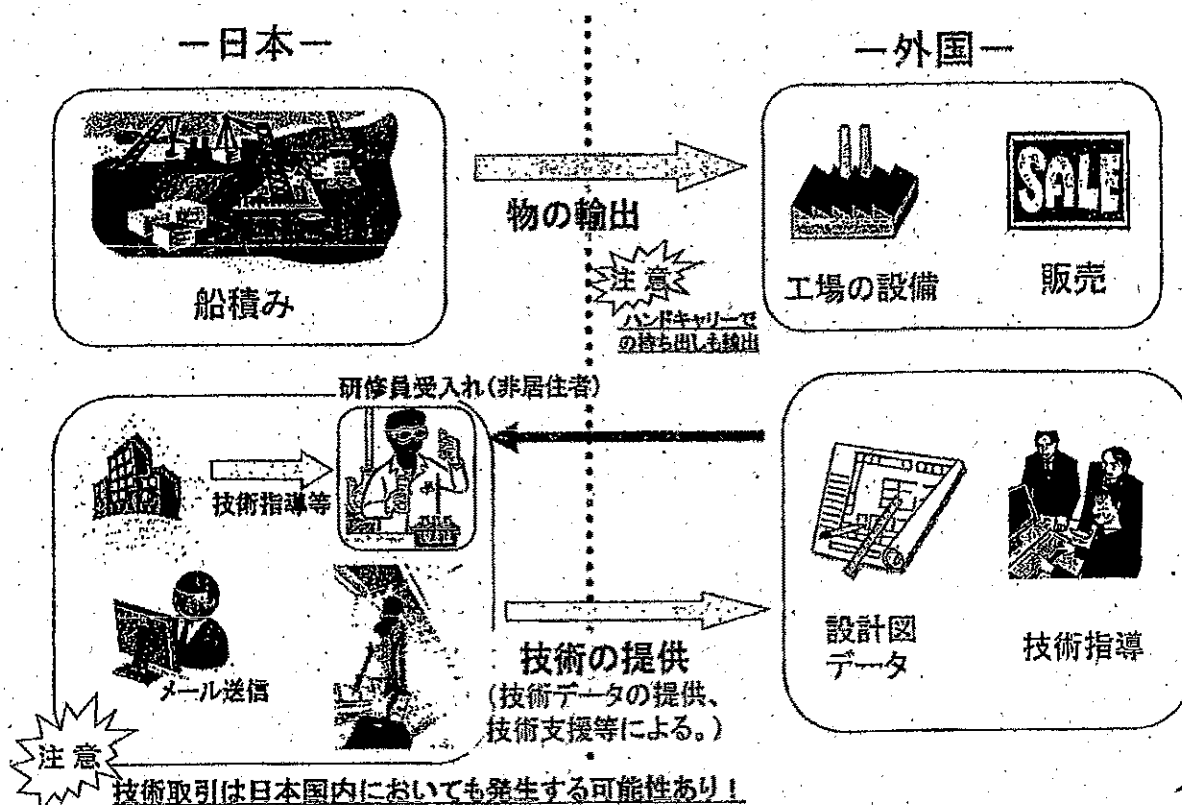
(1) 制度の概要

安全保障貿易管理制度の仕組み

法律		政 令		
外国為替及び外国貿易法 (外為法) 参:P43	(物) 第48条	輸出貿易管理令 (輸出令) 参:P47	リスト規制 大量破壊兵器 キャッチオール規制 (補完的輸出規制) (平成14年4月導入)	通常兵器 キャッチオール規制 (補完的輸出規制) (平成20年11月導入)
	(技術) 役務 第25条 参:P43	外国為替令 (外為令) 参:P55	別表第1 1~15項	別表 16項
物：機械、部品、原材料など 技術：物の設計、製造、使用に関する技術 (ソフトウェアも含む)		規制対象に なるもの	・武器 ・兵器の開発等に用 いられるおそれの 高いもの	リスト規制以外で、 大量破壊兵器の開 発等に用いられる おそれのあるもの
ホワイト国：米、加、EU諸国等の輸出管理を 厳格に実施している27カ国 (平成24年8月1日よりブルガリアが追加。) 国連武器禁輸国： 国連の安全保障理事会の決議により武器の輸出 が禁止されているイラク、北朝鮮、アフガニスタン等 11カ国 (平成24年2月1日よりシエラレオネが削除され、 リビアが追加。)		地域等 規制対象	全地域向けが対象	ホワイト国を除く 全地域向けが対象
				リスト規制以外で、 通常兵器の開発、 製造又は使用に 用いられるおそれ のあるもの 国連武器禁輸国向け が対象 ※特定の品目について は、ホワイト国を除く 全地域向けが対象

15

輸出と技術提供との違い



16

規制対象技術の内容(種類)

輸出貿易管理令別表第1に該当の貨物に関連する技術が規制対象

設計

→ 一の製造過程の前段階の全ての段階

→ 設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプ製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト etc

製造

全ての製造過程

→ 建設、生産エンジニアリング、製品化、統合、組立/アセンブリ、検査、試験、品質保証 etc

使用

設計、製造以外の段階であって、次の場合

→ 操作、据付、保守(点検)、修理、オーバーホール、分解修理
ただし、外為令別表の1の項に係る技術にあつては、設計、製造以外の段階

必要な技術

→ 規制の性能レベル、特性若しくは機能に到達し又はこれらを超えるために必要な技術

★ 非該当貨物の製造に用いる技術であっても規制されることがあります。

17

(2) リスト規制

18

リスト規制とは

輸出しようとする物が輸出令・別表第1の1～15項に該当する場合又は提供しようとする技術が外為令・別表の1～15項に該当する場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度。

- ・国際的な合意を踏まえ、武器及び大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの高いものを規制
- ・品名・仕様をリスト化しており、その仕様(スペック)(※)に該当するものは、必ず輸出等の許可が必要

(※)仕様(スペック)は“貨物等省令”に規定

注)用途、需要者にかかわらず、たとえ海外の自社工場や日系企業への輸出でも許可が必要です。

- ・全地域向けが対象

(注)貨物等省令：リスト規制貨物・技術の詳細な仕様(スペック)を規定している法令
(＝輸出貿易管理令別表第1及び外為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令)

19

参考

リスト規制一覧①

2012.8.1

項目	輸出許可品目名	項目	輸出許可品目名	項目	輸出許可品目名	項目	輸出許可品目名
1 武器	(1) 銃砲・銃弾等	(12) 数値制御工作機械	3 化学兵器	(15) 放射線遮蔽窓・窓枠	(16) ロケット・UAV用加速装置・ジャイロスコープ等		
	(2) 爆発物・発射装置等	2 測定装置		(16) 放射線影響防止テレビカメラ・レンズ	(17) ロケット・UAV用飛行・姿勢制御装置他		
	(3) 火薬類・軍用燃料	(13) 顕微鏡・アーク炉・溶解炉等		(17) トリチウム	(18) アビオニクス装置等		
	(4) 火薬又は爆薬の安定剤	(14) アイソスタチックプレス等		(18) トリチウム製造・回収・貯蔵装置	(18(2)) ロケット・UAV用蓄電池		
	(5) 指向性エネルギー兵器等	(15) ロボット等		(19) 白金触媒	(19) 航空機・船舶用重力計・重力勾配計		
	(6) 運動エネルギー兵器等	(16) 振動試験装置等		(20) ヘリウム3	(20) ロケット・UAV用射撃・支援装置		
	(7) 軍用車両・軍用仮設機等	(17) ガス通心分岐機・ロータ用構造材料	3の2 生物兵器	(21) ロケット・UAV用無線遠隔測定装置他	(21) ロケット・UAV用無線遠隔測定装置他		
	(8) 軍用船舶等	(18) ベリリウム			(22) ロケット・UAV用電子計算機		
	(9) 軍用航空機等	(19) 核兵器超臨用アルファ線源用物質			(23) ロケット・UAV用A/D変換器		
	(10) 防衛網・地雷防弾網他	(20) ほう素10	4 ミサイル	(24) ロケット・UAV用A/D変換器	(24) 振動試験装置等、風洞・燃焼試験装置他		
	(11) 装甲板・軍用ヘルメット・防護衣等	(21) 核燃料物質製造用還元剤・酸化剤			(25) 音波・電波・光の減少材料・装置		
	(12) 軍用探照灯・制空装置	(22) るつぽ	5 先端材料	(26) ロケット・UAV用IC・認知装置・ソフトウェア	(26) ロケット・UAV用IC・認知装置・ソフトウェア		
	(13) 軍用推進剤・化学薬剤等	(23) ハフニウム					
	(14) 軍用推進剤・化学薬剤などの淨化用化学物質混合物	(24) リチウム	5 先端材料	(27) ほう素化合物製品	(27) ほう素化合物製品		
	(15) 軍用化学薬剤用細胞培養他	(25) タングステン					
	(16) 兵器製造用機械装置等	(26) ジルコニウム	5 先端材料	(28) ビニルアルコール/圧縮重合体他	(28) ビニルアルコール/圧縮重合体他		
	(17) 兵器製造用機械装置等	(27) ふっ素製造用電解槽					
2 原子力	(1) 核燃料物質・核原料物質	(28) ガス通心分岐機・ロータ製造装置等	5 先端材料	(29) 芳香族ポリイミド製品	(29) 芳香族ポリイミド製品		
	(2) 原子炉・原子炉用発電装置等	(29) 遠心力式合金試験機					
	(3) 重水素・重水素化合物	(30) フライメントワインディング装置等	5 先端材料	(30) パン・アルミニウム合金成形工具	(30) パン・アルミニウム合金成形工具		
	(4) 人造衛星	(31) レーザー発振器					
	(5) 核燃料物質分離再生装置等	(32) 質量分析計・イオン源	5 先端材料	(31) パン・アルミニウム合金・粉、製造装置等	(31) パン・アルミニウム合金・粉、製造装置等		
	(6) U-235同位元素分離装置等	(33) 圧力計・パルス計等					
	(7) ウラン・プルトニウム同位元素分離装置等	(34) アルミ/ポリイミド超導電線磁石	5 先端材料	(32) 合金性超硬材料	(32) 合金性超硬材料		
	(8) 同位元素交換装置等	(35) 真空ポンプ					
	(9) ニッケル切・ニッケル多孔質金属	(36) 真空電源装置	5 先端材料	(33) ウラン合金・タングステン合金	(33) ウラン合金・タングステン合金		
	(10) 重水素・重水素化合物の製造装置等	(37) 電子顕微鏡・エックス線装置					
	(11) ウラン・プルトニウム製造用装置等	(38) 衝突試験機	5 先端材料	(34) 超電導材料	(34) 超電導材料		
	(12) 同位元素交換装置等	(39) ストリウム/アルミニウム合金等					
	(13) ニッケル切・ニッケル多孔質金属	(40) 干渉計・圧力測定器・圧力変換器	5 先端材料	(35) 作動油	(35) 作動油		
	(14) 重水素・重水素化合物の製造装置等	(41) 核兵器超臨(試験)用物質					
	(15) ウラン・プルトニウム製造用装置等	(42) 光電子増倍管	5 先端材料	(36) 振動防止用液体	(36) 振動防止用液体		
	(16) しごきスピニング加工機等	(43) 中性子発生装置					
	(17) しごきスピニング加工機等	(44) 遠隔操作のマニピュレーター	5 先端材料	(37) 冷却用液体	(37) 冷却用液体		
	(18) しごきスピニング加工機等	(45) 遠隔操作のマニピュレーター					

20

[illegible]

*【追加】【削除】等は
2012年8月1日に実施。

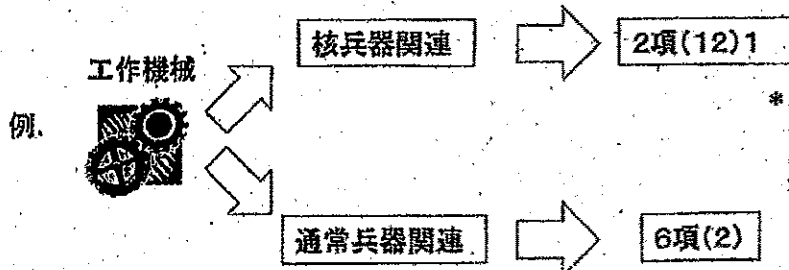
21

リスト規制の注意点①

1. 複数の項目により規制されている場合があります。

例えば、炭素繊維は遠心分離機 of 材料、ミサイル材料、さらに、通常兵器の材料としても規制されています。
(2項-17、4項-15、5項-18、13項-3、等)

他にも。



* 工作機械の場合、たとえ2項のスペックに照らし非該当であったとしても、6項で該当となります。

例、 衛星放送用の ICチップウェアは

7項(1)の集積回路と、9項(7)の暗号装置の両方の項番で規制されています。

注意

2. 最新の規制リストを参照しましょう。
(原則として、毎年、部分的に改正されます。)

直近のリスト改正は、2012年8月1日です。

3. 部分品、附属品にも注意しましょう。

貨物等省令で「部分品」や「附属品」が規定されている場合には、該当品の部品や附属品を輸出する場合であっても規制されます。

4. その他、俗に「GPS」と呼ばれる貨物など、そのとおりの名称が記載されているわけではありませんので、注意しましょう。

4項(18)「アビオニクス装置又はその部分品」

～貨物等省令第3条19号～

「アビオニクス装置」であって、次のいずれかに該当するもの
イ～ロ(略)

ハ 衛星航法システムからの電波を受信する装置であって、
次の(一)若しくは(二)に該当するもの又はそのために特に設計した部分品
(一)～(二)(略)

(注)安全保障貿易管理HPの貨物・技術のマトリクスにおいて、「随替が必要な用語(例)」を参照できます。

23

(3) キャッチオール規制等

24

①大量破壊兵器キャッチオール規制(補完的輸出規制)とは

リスト規制品以外のものであっても、大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度。

対象地域 → 輸出管理を厳格に実施している27カ国(ホワイト国)を除く地域

対象となるもの → リスト規制に該当しない全品目(ただし、食料品、木材等は除く。)

特に注意: 懸念の強い貨物例(参考1) 40品目

許可が必要となる要件

(1)輸出者による判断= 客観要件

①用途要件(使用目的)

・輸入先等において、大量破壊兵器の開発等に用いられるかどうか

②需要者要件(顧客)

・輸入者・需要者が大量破壊兵器の開発等を行う(行っていた)かどうか

・外国ユーザーリスト(参考2)に掲載の企業・組織かどうか

(2)経済産業省による判断= インフォーム要件

・経済産業省から許可を取るよう通知を受けた場合

25

参考1-1 大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

品目	懸念される用途
1. リン酸トリブチル(TBP)	核兵器
2. 炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維	核兵器、ミサイル
3. タタン合金	核兵器、ミサイル
4. マルエージング鋼	核兵器、ミサイル
5. 口径75ミリメートル以上のアルミニウム管	核兵器
6. しごきスピニング加工機	核兵器、ミサイル
7. 数値制御工作機械	核兵器、ミサイル
8. アイソスタックプレス	核兵器、ミサイル
9. ファイラメントワインディング装置	核兵器、ミサイル
10. 周波数変換器	核兵器
11. 質量分析計又はイオン源	核兵器
12. 振動試験装置	核兵器、ミサイル
13. 遠心力釣り合い試験器	核兵器、ミサイル
14. 耐食性の圧力計・圧力センサー	核兵器、ミサイル
15. 大型の非破壊検査装置	核兵器、ミサイル
16. 高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置	核兵器
17. 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置	核兵器
18. 大型発電機	核兵器
19. 大型の真空ポンプ	核兵器
20. 耐放射線ロボット	核兵器

品目	懸念される用途
21. TIG溶接機、電子ビーム溶接機	核兵器、ミサイル
22. 放射線測定器	核兵器
23. 微粉末を製造できる粉砕器	ミサイル
24. カールフィッシャー方式の水分測定装置	ミサイル
25. プリプレグ製造装置	ミサイル
26. 人造黒鉛	核兵器、ミサイル
27. ジャイロスコープ	ミサイル
28. ロータリーエンコーダ	ミサイル
29. 大型トラック(トラクタ、トレーラー、ダンプを含む)	ミサイル
30. クレーン車	ミサイル
31. 密閉式の発酵槽	生物兵器
32. 遠心分離器	生物兵器
33. 凍結乾燥機	生物兵器
34. 耐食性の反応器	ミサイル、化学兵器
35. 耐食性のかくはん機	ミサイル、化学兵器
36. 耐食性の熱交換器又は凝縮器	ミサイル、化学兵器
37. 耐食性の蒸留塔又は吸収塔	ミサイル、化学兵器
38. 耐食性の充電用の機械	ミサイル、化学兵器
39. 噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機(UAV)(観測若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く)	ミサイル、生物・化学兵器
40. UAVに搭載するよう設計された噴霧器	ミサイル、生物・化学兵器

※34から38のミサイルは平成24年4月1日より追加。

1. これらの物の輸出又は技術の提供を行う際には、輸入先等において大量破壊兵器の開発等の懸念用途に転用されないよう、輸出者は特に慎重な審査が必要です。

2. 外国ユーザーリスト掲載企業に対し、これらの物の輸出又は技術の提供を行う場合は、リスト上の懸念区分(核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイル)と、物・技術の懸念用途が一致するか否かのチェックを行う際に活用ください。

26

シリアを仕向地として以下の貨物を輸出する場合は、用途・需要者の確認を更に慎重に行うこと。

品目	懸念される用途
1. ドラフトチャンバー	化学兵器
2. フルフェイスマスクの呼吸用保護	生物・化学兵器
3. 塩化アルミニウム(7446-70-0)、ジクロロメタン(75-09-2)、N, N-ジメチルアニリン(121-69-7)、臭化イソプロピル(75-26-3)、イソプロピルエーテル(108-20-3)、モノイソプロピルアミン(75-31-0)、臭化カリウム(7758-02-3)、ピリジン(110-86-1)、臭化ナトリウム(7647-15-6)、ナトリウム金属(7440-23-5)、トリブチルアミン(102-82-9)、トリエチルアミン(121-44-8)、トリメチルアミン(75-50-3)	化学兵器
4. ジエチレントリアミン(111-40-0)	化学兵器
5. ブチリルコリンエステラーゼ、臭化ピリドスチグミン(101-26-8)、塩化オピドキシム(114-90-9)	化学兵器
6. バイオセーフティキャビネット、グローブボックス	生物兵器
7. パッチ式遠心分離器	生物兵器
8. 発酵槽	生物兵器
9. 反応器、かくはん機、熱交換器、凝縮器、ポンプ(11.を除く。)、弁、貯蔵容器、蒸留塔、吸収塔	化学兵器
10. クリーンルーム、HEPAフィルター付きのファン	生物兵器
11. 真空ポンプ又はその部分品	化学兵器

(注)3. から5. までの()の番号はCAS番号(※アメリカ化学会の機関であるCAS(Chemical Abstracts Service)が個々の化学物質もしくは化学物質群に付与している登録番号)

27

参考 2

外国ユーザーリスト(2013年4月改訂)

経済産業省が、大量破壊兵器の開発等への関与が懸念される企業・組織を掲載し公表しているリスト。

このリストに掲載されている企業等に輸出等を行う場合には、それが大量破壊兵器の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、経済産業大臣の許可が必要となります。

注)外国ユーザーリストは毎年改訂されますので、最新版を入手するようにしてください。

各国別の掲載
企業・組織数
(2013年
4月5日版)

国名	掲載数
インド	10
アフガニスタン	3
イラン	247
パキスタン	33
北朝鮮	119
中国	16
イスラエル	2
シリア	13
台湾	2
アラブ首長国連邦	4
香港	1
合計	450

No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
1	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Al Qaeda/Islamic Army	The Base Al Qaeda Islamic Salvation Foundation The Group for the Preservation of the Holy Sites The Islamic Army for the Liberation of Holy Places The World Islamic Front for Jihad against Jews and Crusaders Usama Bin Laden Network Usama Bin Laden Organisation	化学 C
2	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Safa Nieu	Safa Nieu Sepahan Safence Company Safa Nieu Afghanistan Company Safa Al-Noor Company Safa Nieu Ltd Company	核 N

448	パキスタン Islamic Republic of Pakistan	Unique Technool Promoters		核 N
449	パキスタン Islamic Republic of Pakistan	Victor Star (Pvt) Ltd.		化学、核 C, N
450	香港 Hong Kong	Leader (Hong Kong) International Trading Limited Leader International Trading Limited		生物、化学、ミサイル、核 B, C, M, N

28

②通常兵器キャッチオール規制(補完的輸出規制)とは

リスト規制品以外のものであっても、通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度。

対象地域 → 輸出令別表第3の2対象地域^{注1)}

対象となるもの → リスト規制に該当しない全品目
(但し、食料品、木材等は除く)

許可が必要となる要件

(1)輸出者による判断

客観要件
(用途要件のみ)

輸入先等において、通常兵器^{注2)}の開発等に用いられるかどうか

(2)経済産業省による判断

インフォーム要件

経済産業省から許可を取る
よう通知を受けた場合

注1) 輸出令別表第3の2対象地域(国連武器禁輸国・地域等)

アフガニスタン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、エリトリア、イラク、レバノン、リベリア、北朝鮮、ソマリア、スーダン、リビア
(平成24年2月1日よりシエラレオネが削除され、リビアが追加。計11カ国・地域。)

注2) 通常兵器：核兵器等を除く輸出令別表第1の1項に該当する貨物

※輸出令別表第3の2対象地域を除く、その他の非ホワイト国について許可が必要となる要件は、インフォーム要件のみ。



経済産業省から許可を取るよう通知を受けた場合
(インフォームされるのは、通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物34品目に限定)

<平成24年8月1日より、16項に焼結磁石等が追加。>

29

(4)外為法に基づく輸出等の許可

30

外為法に基づく輸出等の許可

規制に該当する物の輸出や技術の提供をする際には、事前に許可を取得する必要があります。

(1) リスト規制に該当するか否かを確認

(2) リスト規制に該当しない場合には、以下に該当するか否かを確認

① 大量破壊兵器キャッチオール規制(補完的輸出規制)

→ 用途や需要者に懸念があるか否か

② 通常兵器キャッチオール規制(補完的輸出規制)

→ 用途に懸念があるか否か

➤ 上記(1)又は(2)に該当する場合には、必要な書類を用意して窓口(経済産業本省又は経済産業局・通商事務所)に許可申請を行ってください。(→次項参照)

➤ 上記(1)又は(2)のいずれにも該当しない場合には、許可申請は不要です。※許可の申請方法は、以下の3つの方法があります。

① 窓口への書類持参

② 窓口あてに郵送

③ 電子申請(NACCS 貿易管理サブシステム)

31

申請窓口等

✓ 申請窓口は以下のとおり。
○ 経済産業省(本省) 安全保障貿易審査課
○ 各地の経済産業局又は通商事務所

✓ 該当項番と仕向地により、上記のいずれが担当するか異なる。

「安全保障貿易管理ホームページ」に一覧を掲載。

・ 提出書類(A～F)をクリックするとそれぞれ必要となる資料が表示。
・ 申請窓口をクリックすると担当部署が表示。

※キャッチオール規制に基づき許可が必要となる場合も個別申請が必要です。迷ったら事前相談をしましょう。

※キャッチオール規制に基づく許可申請の窓口は、経済産業省(本省)安全保障貿易審査課です。

輸出令別表第1の該当項番	仕向地	提出書類	申請窓口
3項(1) 貿易等令第2条第1項第1号に該当する貨物	1. 地域別	A	経済産業省
	2. 地域別	B.1	経済産業省
	3. 地域別	D.1	主査
	4. 地域別	D.2	主査
	5. 地域別	D.3	主査
3項(1) 貿易等令第2条第1項第2号に該当する貨物	1. 地域別	A	経済産業省
	2. 地域別	B.1	経済産業省
	3. 地域別	D.1	主査
	4. 地域別	D.2	主査
	5. 地域別	D.3	主査
3項(1) 貿易等令第2条第1項第3号に該当する貨物	1. 地域別	A	経済産業省
	2. 地域別	B.1	経済産業省
	3. 地域別	D.1	主査
	4. 地域別	D.2	主査
	5. 地域別	D.3	主査
3項(1) 貿易等令第2条第1項第4号に該当する貨物	1. 地域別	A	経済産業省
	2. 地域別	B.1	経済産業省
	3. 地域別	D.1	主査
	4. 地域別	D.2	主査
	5. 地域別	D.3	主査

32

5. 違反に対する罰則と違反原因

33

違法輸出に対する罰則

規制対象となる物・技術を、許可を取らずに輸出・提供してしまうと、法律に基づき、罰せられる場合があります。

刑事罰

最大
・ 10年以下の懲役
・ 1000万円以下の罰金
(対象の物・技術の価格の5倍がそれぞれの金額を超える場合はその価格の5倍以下の罰金)

行政制裁

・ 3年以内の、物の輸出・技術の提供の禁止

・ 企業イメージの悪化
・ 社会的制裁
・ 株主代表訴訟 等

経済産業省からの
違反企業に対する警告



※実際に懸念用途に用いられた場合、企業のみならず日本に対するダメージは、計り知れません。

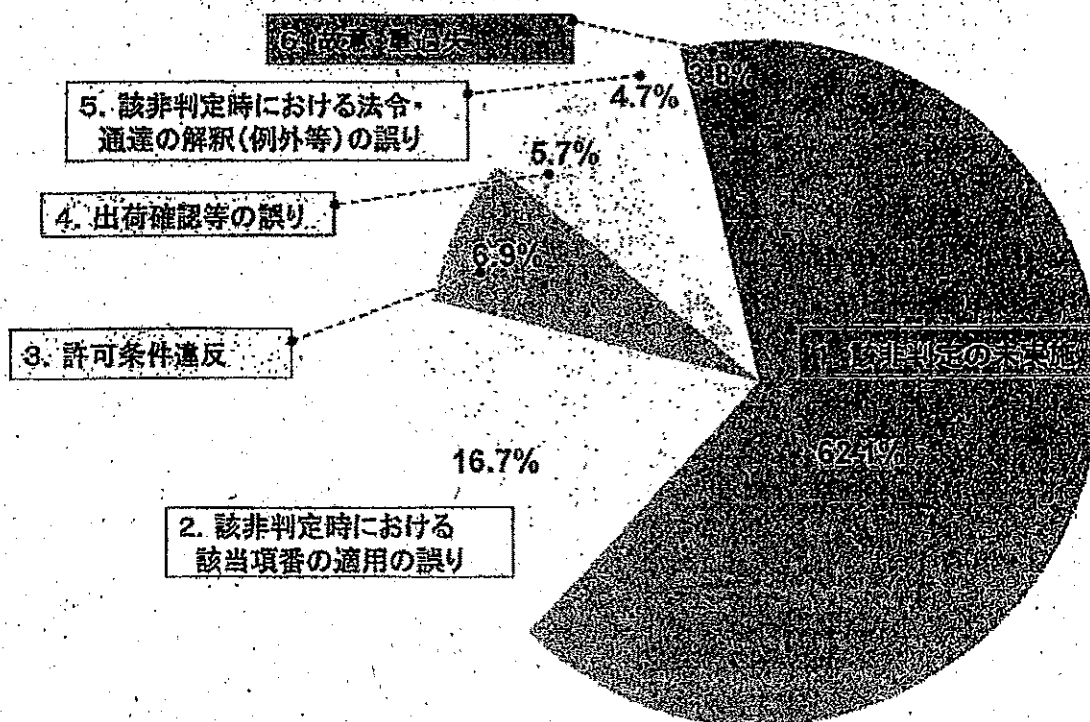
34

国際的な脅威と我が国の主な外為法違反事案

判決及び行政処分の時期・内容など	貨物・仕向地等	備 考
平成23年3月25日(判決) : 代表取締役1人6ヶ月(執行猶予3年)、法人に対し、罰金120万円 平成23年7月20日(行政処分) : 1年1ヶ月年間：全貨物・全地域向け輸出禁止	・パワーショベル ・北朝鮮	・キャッチオール違反 ・インフォーム無視 ・中国迂回
平成21年11月5日(判決) : 社長に懲役2年(執行猶予4年)、法人に対して罰金600万円 平成22年6月18日(行政処分) : 7ヶ月間：全貨物輸出禁止	・磁気測定装置他 ・ミャンマー	・キャッチオール違反 ・インフォーム無視 ・マレーシア迂回
平成21年8月7日(判決) : 社長に懲役3年(執行猶予4年)、法人に対して罰金500万円 平成22年1月19日(行政処分) : 1年4ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	・大型リフト等 他 ・北朝鮮	・キャッチオール違反 ・インフォーム無視 ・他に、北朝鮮制裁違反 (奢侈品(パンツ・ピアス)有り) ・韓国迂回
平成21年7月16日(判決) : 社員5名に懲役1~2年6ヶ月(執行猶予3年) 法人に対して、罰金4,700万円 平成21年8月14日(行政処分) : 5ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	・工作機械 (2項の(12)) ・韓国等	・測定データを改ざんし、性能を低く偽り非該当品として輸出
平成19年6月25日(判決) : 元副会長ら4名に懲役2~3年(執行猶予4~5年) 法人に対し、罰金4,500万円 平成19年6月26日(行政処分) : ①6ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止 ②2年6ヶ月間：三次元測定機の全地域向け輸出禁止(①、②合計で3年間)	・三次元測定機 (2項の(12)) ・マレーシア等	・このうち1台がリビアの核開発施設で発見 ・検査データを改ざんし、性能を低く見せかけ非該当品として輸出
平成19年3月20日(略式命令) : 罰金100万円 平成19年5月11日(行政処分) : 9ヶ月間：無人リフトの全地域向け輸出禁止	・無人リフト等 (4項の(1~2)) ・中国	・未遂

35

最近の違反原因分析 (2007年~2011年)



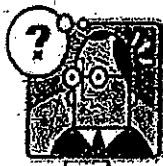
(がいはんてい)

注) 該非判定：輸出しようとする物又は提供しようとする技術が法令で規制されているものであるかを判定すること

36

違反事例＜許可不要と誤解(その1)＞

事例：民生用途



民生品だから
輸出許可不要
のはず

許可を取らずに輸出



後日...



該非判定書を
確認したら
輸出許可が必
要な貨物だっ
た

このようなことにならないために

違反防止のポイント

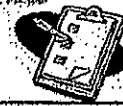
- 民生品であっても、輸出許可が必要か否かを確認してください。(該非確認)
- 該当品の場合は、経済産業大臣の輸出許可が必要です。



● 該非判定(該非確認)のためには...

購入先から該非判定書等
を入手

自社で貨物等の性能
を確認



購入品であっても、必ず自社で判定結果を再確認しましょう。違反の場合は基本的に輸出者が責任を負うことになります。

37

違反事例＜法令の誤判断(その2)＞

事例：少額特例の適用ミス



複数回に分けて
船積みすれば、
少額特例が適用
できるはず。

少額特例が適用でき
る金額までInvoiceを
分割して輸出



後日...



少額特例の適
用可否は契約
書の金額で判断
だった

このようなことにならないために

違反防止のポイント

- 少額特例の適用可否は、契約書記載の金額等で判断することになります。
- 少額特例の適用額は、貨物によって異なります。事前に貨物の項番を確認しましょう。また、項番によっては、少額特例を適用できない場合もあります。

※P27



以下の場合には少額特例が適用できません。
1. 仕向地が北朝鮮、イラン、イラクの場合
2. リスト規制技術を提供する場合

少額特例に関するQ&A

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda11.html>

41

違反事例＜許可不要と誤解(類似の例)＞

事例

① 自社の海外子会社との取引なら、輸出許可は不要なのでは？

② 無償サンプルの提供は販売ではないので、輸出に当たらないのでは？

③ 国内工場で使用していた中古の設備なら、輸出許可は不要なのでは？

違反防止のポイント

輸出先が自社の関連企業であっても、リスト規制貨物の場合は輸出許可が必要です。

自社関連企業か否かは判断基準になりません。

無償サンプルの提供であっても、リスト規制貨物の場合は輸出許可が必要です。

有償か否かは判断基準になりません。

中古品であってもリスト規制貨物の場合は輸出許可が必要です。

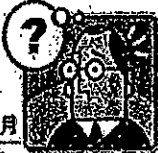
中古品か否かは判断基準になりません。

39

違反事例＜法令の誤判断(その1)＞

事例：古い判定結果で判断

判定書
...
非該当
判定日
2000年1月



昔の判定だけど、今でも非該当だろう。

最新の規制内容を
確認することなく
無許可で輸出



後日...



規制内容の改訂を見落としていた！

国際的な輸出管理のとりきめに合わせ、リスト規制の内容は改訂されることがあります。

違反防止のポイント

- リスト規制に関する最新の情報を入手しましょう。
- 該非判定をする際は、最新の規制内容に基づいて行う必要があります。
- 規制内容が変更した時には該非判定結果の見直しを行いましょう。



● 最新情報の入手には...

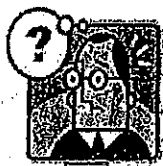
経済産業省の安全保障貿易管理HP等を確認。
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>



40

違反事例＜法令の誤判断(その2)＞

事例：少額特例の適用ミス



複数回に分けて
船積みすれば、
少額特例が適用
できるはず。

少額特例が適用でき
る金額までInvoiceを
分割して輸出



後日...



少額特例の適
用可否は契約
書の金額で判断
だった！

このようなことにならないために

違反防止のポイント

参.P25

- 少額特例の適用可否は、契約書記載の金額等で判断することになります。
- 少額特例の適用額は、貨物によって異なります。事前に貨物の項番を確認しましょう。また、項番によっては、少額特例を適用できない場合もあります。



以下の場合には少額特例が適用できません。
1. 仕向地が北朝鮮、イラン、イラクの場合
2. リスト規制技術を提供する場合

少額特例に関するQ&A

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda11.html>

41

6. 自主管理体制の整備

自主管理体制の整備

◆法令遵守(コンプライアンス)のための社内管理の重要性

- 組織体制
- ルール整備とその「実行」
- 社内意識の醸成・徹底



社内管理を形骸化させないことが重要

◆健全・活発なビジネスとコンプライアンスは車の両輪

◆安全保障貿易管理は重要な法的要請

○外為法に基づき、国際的な平和・安全の維持を目的とした輸出管理

- 適法な手続きを経て適正な輸出を
- 安全保障上機微な“技術の提供”も、輸出管理の対象として重要

◆包括許可制度は企業等の自主管理を前提とした制度

→ 後半の「法令遵守のポイント」へ

資料 4

Subject: RE: パブコメご提出有り難うございました。 RE: 噴霧乾燥器の輸出規制の件
パブリックコメントをお寄せください。

From: [REDACTED]

Date: 2013/08/23 14:12

To: "TOP" [REDACTED]

CC: [REDACTED]

大川原社長様

先日は暑い中、大変ご苦勞様でした。

さて、ご依頼のコメントの件ですが、

代理コメントというわけではありませんが、

「コメント案」をいただければ、その通りにコメントさせていただきたく思います。

例示もいただいております。例示通りと言うことであれば、そのようにいたします。

ご指示いただけますようお願いいたします。

残念ながら、私自身は当該機械に関する様々な専門情報を持ち合わせておりません。

単なる言語上の問題はわからないわけではありませんが、

その言語の持つ機械的な意味を必ずしも十分に理解しておりません。

誠に心苦しいのですが、ご指示に従いコメントさせていただきたく思いますので、

ご指示をお待ちしております。

[REDACTED] 専務理事 [REDACTED] 様

-----Original Message-----

From: TOP [REDACTED]

Sent: Thursday, August 22, 2013 12:13 PM

To: [REDACTED]; [REDACTED]

Cc: [REDACTED]; [REDACTED]

mfg.jp; [REDACTED]

Subject: Re: パブコメご提出有り難うございました。 RE: 噴霧乾燥器の輸出規制の件 パブリックコメントをお寄せください。

[REDACTED] 様/皆様

大川原化工機: 大川原です

いつもお世話いただきありがとうございます。

[REDACTED] 様、お返事ありがとうございます。

加えて、[REDACTED] 様、[REDACTED] 様にお願いをしてよろしいでしょうか？

[REDACTED] 様: 省令案の第五号の二、ロの文章ですが、“英文(■テキスト)を忠実に”だけで理解して頂けるか心配ですので、例示していただけないでしょうか。例えば”そのままの装置で、もしくは微粒化ノズルの簡単な改造(交換)によって、平均粒子径10マイクロメートル以下の粉体(製品)を製造することが可能なもの”という例を示してのパブリックコメントをしていただけないでしょうか？

[REDACTED] 様: 解釈案でのお願いです。噴霧乾燥器について、■テキストでは、“Spray-drying Equipment capable of drying toxins or pathogenic microorganisms having all of the drying toxins or pathogenic microorganisms having all of the following characteristics:”となっており、解釈案の(新)に、“噴霧乾燥器: 毒素や病原性を持つ微生物を乾燥できるという特徴を持つ噴霧乾燥装置”を加えて頂けるとよりハッキリしてきますので、パブリックコメントとして出して頂けないでしょうか？

これらをあわせて、[REDACTED]協会の乾燥分科会として、会員にわかるように説明されたいと思います。(必要に応じて私がその説明役をしましょうか)

勝手をお願いを書かせて頂きましたが、よろしくご配慮をお願い申し上げます。

////////////////////////////////////
大川原化工機(株)

大川原 正明

[REDACTED]
////////////////////////////////////
----- Original Message -----

From: [REDACTED]

To: [REDACTED]

Cc: [REDACTED]

Sent: Thursday, August 22, 2013 10:37 AM

Subject: パブコメご提出有り難うございました。RE: 噴霧乾燥機の輸出規制の件 パブリックコメントをお寄せください。

大川原化工機株式会社 島田取締役様

経産省産業機械課: [REDACTED]です。
お世話になっております。

噴霧乾燥機の輸出規制に関わるパブリックコメントを
お送りいただきまして有り難うございました。

ご多忙のところ、御社におかれましては
本件に関わるご意見のご検討をいただき
提出を行っていただきましたことに
あらためて感謝申し上げます。

今後、広く寄せられましたご意見に
安全保障貿易当局が回答を作成し、アップした上で
政令・省令の施行に進んでいくものと考えられますが
省令・通達の決定ぶりについては
当課も継続して注視してまいります。

過度な規制にならないためにも
御社に引き続きお知恵をいただく場面が生じるかもしれませんが
今後ともよろしくお願い申し上げます。

経済産業省 製造産業局 産業機械課
機械システム専門官

[REDACTED]

[REDACTED]

資料 5

Subject RE: 噴霧乾燥機の輸出規制の件 パブリックコメントをお寄せください。
From: [REDACTED]
Date: 2013/08/22 17:43
To: [REDACTED]
CC: [REDACTED]

経済産業省

先日はお世話になりました。
大川原化工様の大川原社長様の意見も踏まえて再付提出いたしました。
宜しくお願ひ致します。
取り急ぎご連絡まで。

[REDACTED]

-----Original Message-----

From: [REDACTED]
Sent: Tuesday, August 20, 2013 2:34 PM
To: [REDACTED]
Cc: [REDACTED]
Subject: 噴霧乾燥機の輸出規制の件 パブリックコメントをお寄せください。

大川原化工株式会社 大川原社長様、島田取締役様
株式会社 [REDACTED] 取締役様
[REDACTED] 専務取締役

経済産業省様へ、
お世話になっております。

昨日は、お早う。当までお越しくださり有り難うございました。

先、貴省安部課の貴方よりメールにて連絡があった内容と重複いたしますが、
噴霧乾燥機の輸出規制の件ですが、
パブリックコメントについて、ご連絡申し上げます。

○パブリックコメントの運用
電子政府の総合窓口（イ・ガブ） パブリックコメント 外国為替、貿易ノ貿易
外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等に対する意見募集につ
て
案の公示日 2013年7月31日

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=505113039&Mode=0>

・経済産業省ホームページ 意見募集
<http://www.echigo.jp/feedback/>
公示日 2013年7月31日
外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等に対する意見募集につ
て

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=505113039&Mode=0>
（※経済産業省ホームページから、電子政府のパブコメリンクが飛びますので、同じ
場所をご参照いただくことになります）

○ご意見の提出
上記のパブコメのリンクから、「意見提出フォーム」にてご記入の上、ご提出をお
願ひいたします。
締め切りは8月30日までとなっております。

○ご意見の内容
大川原化工様 [REDACTED] 様におかれましては、
輸出規制の省令（スベックの記載）、通関による解釈（定数等）について、
安全保障貿易管理当局で実現可能な範囲について修正案等のコメントのご記載を
お願いいたします。
昨日のやりとりでは、少なくとも
① 規制テキスト（英文）と邦訳（省令部分イロハ）を比較すると、不整合が
生じている。
邦訳について文言ないしは接続詞等を修正し、英文の範囲と相違ない邦訳とす
る必要がある。
② 通関（解釈）において、規制対象となる機械を判別する上で、水分蒸発量の項
にある温度の記載は不適切であり
温度に関する文言を削除する必要がある。
水分蒸発量は、機械の設計、仕様から、湿度に関する情報も含め判別すること
が出来るため、本項での記載は不要であるもの。

長小庭、この2点はあるかと思いますが
このほかにも、お気づきの点があれば、ご記載ください。

○その他
ご意見については、1社のみで寄せいただくよりも、複数の関係者からお寄せい
ただくほうが
安全保障貿易当局に対しては、より効果的な指摘、アピールとなります。
特に、企業からの声に合わせて、団体からも声をいただくことは、業界の代表者や
公共性を帯びさせる点もあり
大変効果的です。
ぜひ [REDACTED] 様からもコメントいただけますと幸いです。

提出内容

受付番号	201308220000105030
提出日時	2013年08月22日17時37分

案件番号	595113039
案件名	外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等に対する意見募集について
所管府省・部局名等	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課
意見・情報受付開始日	2013年07月31日
意見・情報受付締切日	2013年08月30日

郵便番号	
住所	
氏名	
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス	

提出意見	1. 解説案に「毒素や病原性を持つ微生物を乾燥できるという特徴を持つ噴霧乾燥器」と記載して頂いた方が明確になると思われます。 2. 解説案の「最小部品の変更：噴霧ノズルの交換を含む」について、「装置の改造等をせずに噴霧ノズルの交換で平均粒子径10マイクロメートルの乾燥製品を製造することが可能なもの」などと具体的に例示して頂いた方が良いと思われます。 3. 水分蒸発量についてはメーカーの設計書、仕様書等に基づく蒸発量を基準とするなど根拠が明確になるようにして頂いた方が良いと思われます。「入口温度及び出口温度に関わりなく」との記載は削除した方が良いと思われます。
------	---

資料 6

Subject:【ご連絡】噴霧乾燥器の輸出規制の件(パブコメ結果後の最終修正案)

From: [REDACTED]

Date: 2013/09/09 20:23

To: [REDACTED]

CC: [REDACTED]

大川原化工機株式会社 大川原社長様、島田取締役様
株式会社 [REDACTED] 常務取締役様
[REDACTED] 専務理事様

経産省産業機械課: [REDACTED] です。
お世話になっております。

先般は、噴霧乾燥機の輸出規制の件につき
パブリックコメントをご提出いただき、有り難うございました。

先日、安保課より、修正案に微修正が入ったとのことで
パブコメ結果を受け、添付の修正案を最終案として進めるとの連絡がありました。

細部にわたってのご意見をいただいたものの
最小限の採用というところのようです。

内々の情報で、取り扱いにご注意いただきたいものですが
まずは、ご連絡申し上げます。
よろしくお願いいたします。

経済産業省 製造産業局 産業機械課
機械システム専門官

[REDACTED]

[REDACTED]

添付ファイル:

噴霧乾燥器に係る.doc

18.3 KB

○「噴霧乾燥機」の追加

【合意文】

Spray drying equipment capable of drying toxins or pathogenic microorganisms having all of the following characteristics:

1. a water evaporation capacity of $\geq 0.4\text{kg/h}$ and $\geq 400\text{kg/h}$;
2. the ability to generate a typical mean product particle size of ≤ 10 micrometers with existing fittings or by minimal modification of spray dryer with atomization nozzles enabling generation of the required particles size; and
3. capable of being sterilized or disinfected in situ.

○貨物等省令第二条の二第二項

【修正案】

- 第五号の二 噴霧乾燥器であつて、次のイからハまでの全てに該当するもの
- イ 水分蒸発量が1時間あたり0.4キログラム以上400キログラム以下のもの
 - ロ 平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの又は噴霧ノズルを伴う噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの
 - ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの

【現行パブコメ案】

- 第五号の二 噴霧乾燥器であつて、次のイからハまでの全てに該当するもの
- イ 水分蒸発量が1時間あたり0.4キログラム以上400キログラム以下のもの
 - ロ 噴霧ノズルを有するもの又は最小の部分品の変更によって平均粒子径10マイクロメートル以下の粒子を製造することが可能なもの
 - ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの

○運用通達（解釈）

【修正案】

水分蒸発量 : 1時間あたりの最大の水分蒸発量をいう。

【現行パブコメ案】

水分蒸発量 : 入口温度及び出口温度にかかわらず、1時間につき最大の水分蒸発量をいう。

○運用通達（解釈）

最小の部分品の変更 ; 噴霧ノズルの変更を含む。

平均粒子径 ; レーザー回折により測定したものをいう。